

議案第 121 号

飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
について

飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるための制定

飛驒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

(暴力団等の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者（府令第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。）は、飛驒市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるための制定
制定改廃の根拠等	児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、基準を定めるための制定
条例の概要	<p>【制定の趣旨】</p> <p>乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、令和8年度より全市町村において実施する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる制度である。</p> <p>法第34条の16第1項において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされていることから、今回、市の基準について定めるもの。</p> <p>設備及び運営に関する基準の主な内容は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。）に定めるものとし、以下のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置人数 ・事業所の設備や面積等 ・事業者による安全計画の策定 ・利用する乳児等を平等に取り扱う原則 ・虐待の禁止
市民への影響等	同事業は生後6か月から満3歳未満の児童が利用でき、子育て世帯の多様なニーズへの対応に繋がる。本条例に定める基準を満たす民間事業者は、申請により市の認可を受けることで、乳児等通園支援事業を実施することができる。
施行日	公布の日
備考	飛騨市は未満児入園率が高く、既に全地区で一時保育が実施されてい

資 料

るため、「こども誰でも通園制度」に対する保護者のニーズは高くないと見込んでいることから、令和8年4月より、まずは公立保育園1園で本事業を開始する予定としている。